

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会（第10回）議事概要

1. 日時：令和5年2月24日（金）13:30～15:35

2. 場所：農林水産省7階講堂

3. 出席委員：

合瀬委員、磯崎委員、井上委員、大橋委員、清原委員、香坂委員、齋藤委員、
茂原委員、寺川委員、中嶋部会長、中家委員、二村委員、真砂委員、三輪委員、
山浦委員、柚木委員（上岡委員、高槻委員、堀切委員、吉高委員は欠席）

4. 議題：

食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について
〔今後の展開方向（基本理念）〕

5. 主な発言内容：

<食料安全保障についての議論>

（清原委員）

- ・ FAOにおける食料安全保障の概念は、個人や家庭を単位とした量と質の安全保障としている。資料の3(1)の「国民一人一人の食料安全保障の確立」において、①として、経済的弱者や交通弱者といった、車が使えていても、質の良い買い物ができなくなるなど、今後の状況によっては、誰でも対象となる可能性がある。FAOの考え方に基づけば、現在①の対象となる人と対象外の人、間の層の存在にも目を向ける必要があるのではないか。

（真砂委員）

- ・ 食料安全保障は、農水省や生産者だけの問題ではなく、国を挙げての課題であり、関係する方々の努力が必要。これまでの議論にあった価格形成や有機農業等は、消費者の理解なくしては進まないことから、基本法に、食料安全保障の観点から適切な消費行動に努める、とはっきり明記してはどうか。
- ・ 輸出については食料安全保障の観点から重要だとはっきり位置付け、農業関係の団体や事業者は輸出拡大に努める、といった努力義務をしっかりと明記してはどうか。

（大橋委員）

- ・ 基本法は大きな農業政策の節目を象徴してきた存在。昭和36年の農業基本法は、農業と他産業との格差を埋めるという理念。現行基本法は、多面的機能を含めた4つの理念が打ち出されている。今般、基本法を改正するにあたり、現行基本法で十分に考慮されてない環境の変化としては、人口減少及びカーボンニュートラルが主な点だと思う。こうした点を、基本理念に据えていくという考えに賛成。これは、農業政策だけでなく、国家全体に関わる話。食料安全保障が国家の経済安全保障の一翼を担うという姿勢をしっかりと見せるべき。
- ・ カーボンニュートラルについて考えると、本来の食料安定供給に加えて、耕作放棄地が拡大する中で、食料安定供給を支えるバッファとしても、我が国のエネルギー原材料の供給元としての農業を、政策の大きな柱にするべき。例えば、航空産業において、SAF（持続可能な航空燃料）の国内供給が喫緊の課題となっており、これは農水省が大きな貢献を果たしうる分野だと、私だけでなく色んな方が思ってい

る。現在、農水省もSAFの官民協議会に参加されているが、検討を具体化できていないと承知している。これは、現行の基本法が安定供給を食料のみに規定していることが一因ではないか。今回の方向性にエネルギーを入れることを検討するにあたり、具体的な事例を積み上げることが重要。SAFの普及も急速に進んでいるので、基本法改正の見直しの検討のスピードにも上手く合うと思う。

- ・ 農水省だけでなく、色んな分野、例えば国土交通省、資源エネルギー庁も関わる話であるが、大手航空会社や石油元売りからそれぞれ個別にヒアリングをすることが重要。そうした中で、異なる分野から農業がどう見えているのか明確にすることで、拡がる道を見つけていくことができるのではないかと。これは将来、若い人が担い手となって参入する農業をつくり上げる上でも重要。農業セクターではないからとヒアリングを行わないのではなく、検討課題についても当部会に報告いただき、基本法の中にエネルギーを位置付けられる形を考えることが、担い手不足、耕作放棄地が拡大する中で、様々な問題を解決する一つの方法ではないか。

(二村委員)

- ・ 食料安全保障という言葉が、フードセキュリティという言葉の訳であることに違和感がある。通常、安全保障というと、個人や家庭というよりは、国家レベルの問題や、大きな社会的仕組みのことだと思う。「一人一人の食料安全保障」という言葉より、現行基本法の理念で規定されている「食料の安定供給の確保」という方が分かりやすいのではないかと。国際情勢が変化する中で、食料の安定供給がきちんとなされるために何をすべきか考えた方が、新しい概念を持ち出すよりも、政策的なつながりとしてはわかりやすいのではないかと。

(柚木委員)

- ・ 食料安全保障について、不測時だけでなく平時からの安全保障に切り替えていくことについては賛成。とりわけ大事なものは、農地の問題をどう考えていくかということ。この20年間で、土地所有者の意識が相当変わって、今は土地を持つことが負担になっているが、食料安全保障のための生産基盤であるという意識の下で農地の在り方を考えていく必要。その際には、大橋委員からも御指摘があったが、食料生産だけでなく、エネルギー生産としての利用も検討していく必要があるのではないかと。これは、生産資材そのものの安定供給という観点でも整合的である。再生可能エネルギーの利用の在り方も併せて考える必要。
- ・ 我が国では人口減少下で食べる量も減っていくため、生産を維持するには、輸出拡大が重要。これが国内の食料自給力や食料自給率の確保につながっていくということを、国民にも広く周知していく必要。

(香坂委員)

- ・ 直近の懸念材料として食料安保があり、部会の1回目の資料(P.6,8)を見ると、価格について、足元の急騰だけでなく、中長期的に見ても価格水準が上昇している。このように、直近の高騰と中長期的な水準の上昇を切り分けた上で、20年後の状況も見据え、20年後に冷静に見ても耐えうる議論をすることが大事。
- ・ 様々な課題の中で、インフレ(第3回資料P.23)や中国のプレゼンス(第1回資料P.14)、輸出の関連で有機マーケットが広がっていること(第7回資料P.27)な

ど、実務者からも様々な提案があったが、担い手が多様化していく中で、これらについて取り組むことが大事。

- ・ 大橋委員からエネルギー作物について意見があったが、日本と制度も状況も違うが、ドイツでは10年以下の早生樹のバイオマス利用については、農地内に苗木を植え、木が育ったとしても森林とみなさないという例外規定がある。当然、水や生物多様性には配慮しなければいけないが、この規定も参考になるのではないかな。

(寺川委員)

- ・ 生産という観点から考えると、収益を上げて生産能力をアップさせるという意味では、安定供給に繋がる輸出を伸ばし、農家の手取りを増やしていく形が必要。同時に農村振興という観点からは、バイオエタノールやバイオディーゼルを含めたエネルギー政策と絡ませ、一体とすることも重要なテーマ。
- ・ 一方、消費者の理解を得ることについて、消費者自身がここ20年間で変化しており、今まで家族で食事をしていた時代から、都市で単身となり、この場合、年をとればとるほど困窮になっていく可能性もある。生活様式の多様化に対応する上で、国民一人一人の健康的な生活を支える仕組みにすることが大切になってくると思う。
- ・ 消費者自身の活動については、サステナブルなものとか、分かりやすい言葉で規定をしていった方がいいと思う。

(三輪委員)

- ・ 輸出が食料安全保障上重要という真砂委員の御意見には全く同意。一方で、輸出の位置付けや、食料自給率、貿易の構造などについては、一般の国民でご存知ない方も多く、目の前にある貴重な食品を海外に輸出しているという誤解もあるのではないかな。欧米のように、輸入国兼輸出国というのが一般的であり、強みがあるものを国内外に販売し、足りないものを買ってくるというやり方をしている。この中で、輸出促進すると自給率向上や農業振興に直結するということを、分かりやすく国民に示していくとよいのではないかな。
- ・ 大橋委員御発言のSAFについては、食料とバッティングしないような生産という視点も重要。例えば国境離島で作られたサトウキビによるSAFの場合、エネルギー安全保障、地域振興、離島部の国土の安全保障など、様々な意味合いがあるが、農水省としてその生産をどう位置付けていくかについては、現行基本法では書ききれないのではないかな。例えば、エネルギーとしてのサトウキビを使った際の支援について、清原委員御指摘の「公私」を分ける部分かと思うが、農業者がボランティアでエネルギー用のものを赤字で生産することは当然無理なので、その政策によってどんな効果があるかを明示した上で、農業者の生産をしっかりとサポートすべき。
- ・ 柚木委員が仰った、人口減少の中で、自給率向上のチャンスという点について、自給率や自給力については今後もこの見せ方を続けるのか議論が必要。例えばマスコミなどでカロリーベースの自給率だけが出てしまうことがあるが、本当に国民に必要な情報が何なのかに留意した上で、基本法においてしっかりと謳うべき。

(山浦委員)

- ・ 現状の根本的な問題として、未来への投資が不足していると感じる場面が多くある。
- ・ 今後20年30年後の農業・食料を作っていくものとして後押しすることで作れる未来があるのではないか。
- ・ テクノロジーについて、民間にもテクノロジーを開発するベンチャー企業もあるが、今後人口が減少し、マーケットも小さくなっていく中で、投資や開発がしにくくなる面もある。国として支援する手法を考えていただきたい。
- ・ 香坂委員からも御発言があったが、未来の若手を育成するための教育も重要。どのような課題にも対応できるような人材を常に育成することが、若手が未来の課題を解決することに繋がる。

(磯崎委員)

- ・ 農業者が個々人で色んなことをやっても、うまくまとまらない。経営の観点が必要だが、いきなりこういう品目を作ったら良い、この作付けでは駄目だ、需給バランスが崩れる、と農業者に言ってもピンとこないので、農水省も含めた関与が大事。バラバラに進めたら、農業はどんどん衰退していく。エネルギーや肥料、飼料のコストが上がっても、最終製品の価格交渉力は農業側には全くない。
- ・ 輸出についても、単に外に売ればいいということではなく、マーケティング能力が問題となる。ブランド力がなければ、ただ価格競争に巻き込まれ、全然儲からない。やはり企業経営の観点が必要であり、これがないと、持続的な成長、継続性がない。
- ・ 農業は、農民が続けられてこそだと思う。農村をどのように保っていくのか、強い方向性を国が持つべき。

(齋藤委員)

- ・ 食料安全保障としては、今輸入している農産物を国内生産に切り替えることが重要。これから農業者がどんどん減少する中で、新たな作物転換というように国が方向性を打ち出してくれれば、現場としては、それに向けて生産を考えるとと思う。
- ・ 今までは、農業者数が多くて生計を立てられなかったが、これが25～30万人にまで減少する予測がある。若い生産者がしっかり生計を立てられるような仕組みができればよいと考える。大橋委員から御指摘のあったSAFの原料生産、香坂委員から御指摘のあったチップの収穫もまさに農業だと思うので、農地を保全する意味も含め、燃料の生産も良いと思った。
- ・ コメの輸出はどんどん伸びている。我々世代が日本の国民の食料を供給するための農地を守るという姿を次の世代に引き継ぎ、新しい作物に転換することが若い農業者の力になるので、基本法の中に組み入れてほしい。

(合瀬委員)

- ・ 現行基本法では、食料の安定供給を上位の概念とし、その下に食料安全保障という構造だが、今回の資料では「国民一人一人の食料安全保障の確立」という言葉が最初に出てきている。食料の安定供給と食料安全保障の関係を逆にするという考えなのか。私としては、安定供給が前面に出るべきではないかと考える。

- ・ 消費者の役割については現行基本法の12条にも記載があるが、食料安定供給を担う農家に対する支援という意味でも消費者の役割は極めて大きく、改めて明記したほうがよい。一方で、資料P. 16の「適切な価格形成に向けたフードシステムの構築」については、きちんと価格転嫁するということの意味だと思うが、これまで国は、価格は市場で、所得は政策で、という方針ではなかったか。国が価格に介入すると、市場機能が失われる可能性もあり、また、農家の体力を維持する、農家を守るという意味でも、所得補償での対応とすべきではないか。国が適切な価格形成と言い出すと、消費者は必ず反発する。むしろ今の現状をきちんと情報提供することにより、消費者の支援を得る形でないか、うまく行かないのではないか。

(茂原委員)

- ・ 食料供給に対する課題や不安が明らかになった一方で、人口減少下で農業生産体制をどう確保するかが今後の大きな論点になると改めて感じた。
- ・ 農地の集約や経営の拡大など生産性の向上が重要になるが、加えて中山間地域を含めた農業農村政策全体を意識する必要があると思料。
- ・ 現場感覚では、農村政策と農業政策は一体で、切り離して考えることはできない。農村という地域のベースがあって、農業はその上に成り立っている。この視点は、今回の基本理念において非常に重要。
- ・ 農村政策は、単に農業生産のためになるのではなく、環境や生態系の維持、国土の保全等非常に広範な役割を担っている。関係人口の創出や農村RM0が必要であると思うし、食料供給体制の確保のためには、農村インフラも国が責任を持って支えていただきたい。加えて、担い手の確保や農家所得の向上対策、土地利用の在り方等も議論が必要。「農は国の大本なり」を常に意識して、広い視野でバランスの良い議論をお願いしたい。

(二村委員)

- ・ 消費者については、様々な状況を理解するとか、よりよいものを選択するということは大事であり、そういった項目が基本法の中にあることは大切。一方、「適切な消費行動に努める」といったとき、一人一人の消費者は既に自分にとって適切な行動をしているのであり、あなたの行動は適切ではないと伝えることは難しい。消費者の行動を変えるためには、様々な情報が開示され、伝えられることが大切。
- ・ 価格はある意味正直に消費者が何を望んでいるかを示す手段。したがって、合瀬委員の、価格に国が介入することが良い結果にならないのではないかという懸念には賛同する。ただ、その結果、生産者が農業を続けられない状況になるならば、フードシステムの中で、不公正な慣行やルール、規制があれば正し、それでも、再生産ができないならば、何らかの形で所得や生活を補償する必要性を検討するという順番ではないか。フードシステムの取引の中での不公正性の有無について、あまり触れられてなかったと思うので、もう少し議論しても良いのではないか。

(清原委員)

- ・ 二村委員の発言について、フードセキュリティが個人に対する使い方としてしっくりこないということだったが、国際的にはこの概念でやり取りしているので、こちらに頭の中をスイッチしていくことが必要。

- ・ 価格について、エガリム法は、価格を市場から切り離すものではないという点について、事務局から補足していただきたい。価格のバロメーターは重要と思うが、一方で完全に自由にしていることが極端な安売りの原因。小売業や卸売業といった中間の事業者も身を削ることになっている。これは20年30年も先食べていけるのかというところにつながっていくと思うので、価格をすべて市場に任せるといった極端な話は難しいのではないか。

(香坂委員)

- ・ 資料P. 3に記載のある「日本の経済的地位の低下」に対しては、第7回で議論した生物多様性の議論は、多面的機能の概念との整理は必要だが、アジアモンスーンの雨も多く湿気の多い中での農村の必要性に対する補強材料として使えるのではないかと思う。資料P. 14の③や、真砂委員、前回の中嶋部会長からも輸出という選択肢について言及があったが、環境配慮や知財によるルールメイキングをうまく使いながら、アジアモンスーン地域のモデルになるような制度設計をしていくと、なかなか明るい未来といえる印象がない中でも、若い世代も惹き付けられるような要素になっていくのではないか。また、全体として、食料の議論に比べて農村の議論は時間が少なかったので、今後掘り下げていきたい。
- ・ スマート農業技術やDXについては、機械やエネルギーの議論になりがちだが、人手不足の中で、労働力の配分の最適化に活用することも重要ではないか。例えば獣害対応や補助金申請など、地域において重複している作業や統合できる作業などを整理するためにも、市民や地域内外の企業連携やオープンプラットフォームなど、人の役割を見える化できるようなツールは有効。

(井上委員)

- ・ 生産者の立場としては、エネルギーや肥料の高騰で、再生産が果たして可能なのか、危機感を覚える。新規就農で入っても、5年間農業やっても農業だけで食べていくことは難しく、この現実が今の食料安全保障に落とし込まれていると思料。
- ・ 農業の多面的機能は、収入源になると考えている。例えば、田畑で二酸化炭素の回収や貯留ができれば、製造業などがカーボンクレジットを発行して取引を行えば収入源として見込めるし、消費者への理解醸成として農業体験を行うことによって現金化することができる。モノを売って作るだけではなく、農業という行為に対して、いかに再生産可能となるベースとなるような収入の選択肢を持っておくかということも必要。
- ・ 商売として見た時も、パンが食べたい消費者がいれば米粉にする、カット野菜が食べたい消費者がいれば加工をするなどといった単純な発想の中で解決の糸口がつかめるとも感じた。

(中家委員)

- ・ 食料の安定供給のための総合的な取組について、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入と備蓄を適切に組み合わせる」ということは現行基本法でも謳われているが、現行基本法制定後のこの20年の間、国内の農業生産は縮小している。

- ・ 今後の基本法の見直しの中では、輸入依存から脱却することが非常に重要なポイント。これまで以上に、国内生産の増大を強化し、輸入品を国産品に切り替えることが重要であり、基本理念に位置付けるべき。
- ・ 国内需要が減少する中で、輸出が重要であるということはそのとおりだが、一方で、食料自給率が38%という中で、国内の生産基盤の維持という観点で、「海外市場も視野に入れた産業へ転換をする」という文言には少し違和感がある。
- ・ 多面的機能について、今回は記述されてないが、現行基本法の中では非常に重要な柱になっており、基本理念として、引き続き位置付けていただきたい。

(中嶋部会長)

- ・ 一旦ここで前半部分の議論を終了する。この段階で今回の見直しの中での食料安全保障の捉え方や、改正の方向を決めるという意図はないが、様々な意見が出たので、以下整理していきたい。
- ・ 清原委員からは、一人一人の、という視点に賛成頂いたと同時に、国民に広げていくために中間層の対象をどう規定するのかについて、御発言いただいた。
- ・ 二村委員からは、食料安全保障という用語で政策を考えていくのは国家レベルの議論であり、一人一人の議論となると、食料の安定供給という考え方で整理した方がよいのではないかと御発言いただいた。
- ・ 真砂委員からは、消費者の役割について、適切な消費行動に努めるということを明記すべきと御意見いただいたが、「適切な」の範囲や対象については、この後御議論いただきたい。また、輸出を振興する努力義務についても記載すべきと御意見をいただき、これは柚木委員からも賛成の御意見があった。
- ・ 大橋委員からは、特に耕作放棄地の利用に関しての具体的な施策として、エネルギー作物の振興を図るべきと御意見いただいた。これは、今の基本法の枠組みの中から抜けており、重要な御意見。私も、(エネルギー作物も)重要な生産活動であるという位置付けを明確にすべきと考えている。柚木委員からも同様の意見であると御発言いただいた。
- ・ 輸出に関しては、一定の理解を得たと思う。ただ、これが国内の食料安全保障にマイナスの影響を与えるようなやり方になるのは、理解いただけないと思っているので、そこについての対応は必要。
- ・ 消費者の役割・理解に関しては、委員の強い関心を得た。これは今後の環境保全型の農業を進めていく上で、消費者の理解がなければ進めないで、これは新たな時代における、重要な要素であると思う。
- ・ SAFのようなエネルギー作物を作ることについての食料安全保障上の位置付けについて、この根本はいかにその土地の利用度を高めていき、それが最終的には食料安全保障に繋がっていくということ。井上委員から、カーボンクレジット等の制度を利用した土地利用の在り方について言及があった。これは食料自給力に繋がることにもなるから、今後議論を深めていきたい。
- ・ 合瀬委員から指摘があった「食料安全保障」という言葉について、今の法律の中の位置付けを格上げしていくような考え方なのか、また、食料の安定供給という概念で平時の安全保障対策を行っているが、そこをもう少し踏み込んだ枠組みの変更があるべきかという点について、意見が分かれたので、今後議論させていただきたい。

- ・ 「一人一人の食料安全保障の確立」という言葉について、理解できる部分と検討すべきという意見があった。食料安全保障というフードセキュリティの概念は広く国際的にも利用されているが、これをモニタリングの手段として使うだけなのか、政策的に踏み込んで誘導していくべきなのかについては、委員の間で意見の差があった。価格の在り方、生産振興への国の関与の在り方も含め、また意見をいただきたい。
- ・ 後半部分では、4つの基本理念の食料安全保障を除いた部分での、食料政策、農業政策、農村政策そして多面的機能について、意見をいただきたい。

<その他の基本理念についての議論>

(真砂委員)

- ・ 適切な価格形成については委員によって理解が異なると感じた。自分としては、生産コストを適切に表示して消費者に理解してもらう方向がよいと思う。その場合には、イコールフットィングの観点から、生産者サイドで、例えばコメの生産調整のような、生産カルテルで価格を上げていくという政策は廃止すべき。生産コストをしっかりと反映した適切な価格形成をお願いするということは、生産面でもそうした点で跳ね返ってくるというふうに感じた。

(柚木委員)

- ・ アジアモンスーン地域での水田機能の在り方については、基本理念を議論する際に位置付けて明確にすべき。異常気象等への対応を含め、水田が持っている機能は非常に大きく、またそれを汎用化して様々な使い方ができるということを改めて位置付けすることが、食料安全保障にも結びつくと思料。
- ・ 人口減少下においても生産力を維持できる生産性の高い農業経営については、基盤整備の観点もしっかり入れる必要。担い手への集約だけでなく、中山間地域等の条件不利地を効率的に利用するためには、基盤整備が不可欠であるので、理念にも記載し、関係法律で推進することが必要。
- ・ 人口減少下の農業・農村の在り方について、法人経営や大規模経営の育成も必要ではあるが、いわゆる多様な担い手や半農半Xの生産や地域との関わりについても、議論を深める必要がある。
- ・ 耕地利用率が非常に下がっているが、食料自給率や自給力とも連動している。日本列島すべてで二毛作は難しいと思うが、西日本地域などでそういった生産体制を再構築できるかも重要なポイント。
- ・ 価格形成については、農業生産の現場サイドからすれば、再生産可能な適正な価格形成ということ。これが市場価格で適正に生み出されないのであれば、直接所得補償のような枠組みの議論とも連動してくるのではないかと。

(齋藤委員)

- ・ 周りで農業をやめる人が増えているが、離農する人の農地の受け手のほとんどが、法人や集落営農などの集団で数十ヘクタール以上の管理をしているところに話があるのだが、もう限界に差しかかっている。リース方式による農外からの参入の推進を基本理念にあげていただければ、現場の農業法人や規模の大きい農業者と一緒に取り組むことができる。価格転嫁はできないが、今年は手厚い国や県の応援があ

って、コストに見合ったものとなり、黒字の法人も出てきたが、これから燃油も電気料も上がる中でさらに規模拡大となると、経営者としても躊躇する。そのような状況で、外食やスーパー等の農業関連企業が農業に真面目に参入してくれるのであれば、現場の農業者の1人として、一緒に取り組みたい。

（磯崎委員）

- ・ 農業とそれを繋ぐ加工・流通・小売が分断されていると感じる。自社の話になるが、ホップは輸入に頼っており、何かあった場合供給は途絶えてしまうので、国内でホップ農家を育成し購入している。またワイン用ブドウも農業指導して、生産性の高いものに一緒に取り組んでいる。このように農業を生産者に任せるのではなく、企業も一緒に取り組んでいくべきなのではないか。誤解があったら悪いが、最終的に生産物を買われる立場なので、やはり弱い。よって、全体で担っていくという発想が必要。
- ・ コメは需給バランスは崩れていると感じる。私のところでは食べる人が減ってもいまだに皆さんコメを作っている。転作の姿など、方向性を真剣に示す必要がある。

（大橋委員）

- ・ 磯崎委員も仰ったが、食料の安定供給というものを需要者の目線でしっかり考えることが重要。需要者から見ると、生産だけでなくデリバリー、消費者へのリーチも安定供給として見なければならない。メーカーや貨物の物流や港湾などについて、農業政策がどこまで見ているのかということについて、心許ないところがある。他省庁の話でもあるが、人口減少下で農作物の流通ルートを確保する必要があるし、脱炭素の対応も必要。こうしたことは一定程度、農水省の舵取りが必要。
- ・ こうした安定供給を考えるためには分析が必要。この部会でも、英国の食料安全保障報告書の紹介があったが、そうした分析を我が国でも白書などでしっかりやっていくべき。現在の白書では、講じようとする施策を議論しているが、その背景となるエビデンスをしっかりと作ること、EBPMの考え方に基づく政策立案を行い、こうした中で、審議会の在り方を検討いただくことが重要。
- ・ 現在の農村政策については、自治体・地域組織など、分権的な政策運営になっていると認識。こうした進め方は、地域性の違い、地元の意欲や独自性に委ねることができる反面、小粒でスケールしないで終わるケースが相当程度あるというのは他府省の施策を見ても明らか。人口減少が著しい中で、政策を作ってはやめる、を繰り返す体力が残されているのかを考えると、ある程度、農水省が各農村・自治体の取組を監督・指導することを基本法の中に入れ込むことが、地域の独自性を発揮する上で重要ではないか。

（合瀬委員）

- ・ 日本の農業の生産性は極めて低い。その中で生産力の維持や生産性の向上は重要。
- ・ 品種改良や技術開発等はこれまで国が担ってきたが、民間が力を発揮できる体制にすることが、生産性を上げていく第一歩。そのような環境づくりを国で実施いただきたい。

(真砂委員)

- ・ 柚木委員から多様な担い手、半農半Xという話があったが、自分は、担い手についての現行基本法の記述は、全く変える必要はないと考えている。これまでの議論でも、過去20年間、農地を引き受けるのは安定した農業経営体が担ってきたという分析もあった。また、今後20年間の展望すると、生産性向上、品種改良、スマート農業等々、専門的な経営体がますます重要になり、外部からの参入も含め、しっかりした経営体を育成していく必要がある。そういう状況のもとで、多様な担い手や半農半Xという話は論外だと思う。

(寺川委員)

- ・ 担い手について、企業と連携して、農業を大規模化し、生産性をアップしていくという、望ましい農業経営形態の構築を目指すということを入れるべきではないか。
- ・ 畜産業では、海外からの人の受け入れも必要になってくるのではないかと。国内の都市から農村への移住もあるが、外国人を雇う方向性についても検討を入れるような書きぶりがあるのもいいのではないかと。

(三輪委員)

- ・ 価格形成については、やはり他産業並みか、それ以上に稼げる産業であることが今後も不可欠であり、これには収入があることに限らず、コストダウンの観点も必要。国産肥料・飼料やスマート農業など、今は高価であっても今後の国際情勢次第で国内のものが安価になる可能性もあり、これを見据えて前倒しで導入を進めていくようなことを考えるべき。
- ・ みどり戦略の中でも有機農業を増やしていくこととしているが、その価値を消費者に伝えた上で、どれだけ支えてもらえるか。全てを消費者に支えてもらえるわけではないため、外部経済の部分是谁がどう支えるか。例えば話のあったカーボンの観点で、他省庁の制度も活用してマネタイズして農業収入に加えることもできる。離島対策なども含め、直接的な農産物の価値に繋がらないが、将来的なリスクヘッジとして必要なお金を誰が払っていくのかということを考える必要。大橋委員御指摘のエネルギー安全保障の観点では、国策として考えるべきと考える。
- ・ 非農家の農村住民が増えている中で、農業が起点の6次産業化だけで農村を支えていくのは無理。農村振興に関して、地域商社やDMO、地域おこし協力隊など複数の省庁が様々な政策を講じる中、農林水産省が司令塔となって施策間の戦略的な横のつながりを図っていくことが必要ではないか。こういったことを外に向けてメッセージを出していくようなことは、基本法だからこそできることではないかと思う。

(柚木委員)

- ・ 真砂委員から反論のあった点について、今の基本法で謳われている「効率的かつ安定的な農業経営」を否定している訳ではなく、むしろ、より推進すべきとの考え。一方で、農村現場では担い手だけで農地を守れない事例が沢山出てきていることから、今後、中心経営体と半農半Xなどの多様な関係者が連携しながら対応していくべき、という趣旨で発言した。

(山浦委員)

- ・ 議論の中で出てきた生産性と需給バランスという言葉に関して、需給が崩れているから価格が下がっているという面もある。支援によって農家を守ることができるかもしれないが、本質的に農業を守れなくなることもある。例えば白菜等では現場で調整廃棄して、補助金を受けている農家が沢山いるが、その延命に本当に価値があるのか。生産性を上げていくだけでは、更に需給が崩れるバランスもあり、そのバランス調整という点で行政の役割があるのではないか。

(清原委員)

- ・ 第4回で丸田氏が「農業者には営利性と公益性があり、一緒に議論すると混乱を招く」と指摘されていたように、食料や農業については、どこまでが「公」で、どこまでが「私」のことなのか、その在り方も意識して部会で議論していくべき。

(中家委員)

- ・ 適正な価格形成は、今回の見直しの中で非常に重要。今度数十年を見据えた新たな農業生産の目玉。実現に向けた課題は山積していると思うが、前向きに検討していく必要。実効性あるものとするため、農業者や農業団体に限らず、事業者や消費者も積極的に議論に参加していただきながら検討してほしい。
- ・ 離農する経営の農地の受け皿として担い手経営体を育成することは重要。一方で、中山間地域のように大規模農家や後継者が少ないところもある。中小経営体や家族経営体も含め、地域計画に位置付けられた多様な担い手への支援も非常に重要と考える。

(中嶋部会長)

- ・ 食料政策から多面的機能に至る4つの基本理念について、今後のそれぞれのパートの議論につながる頭出しをしてもらった。
- ・ 担い手の在り方については様々な意見があったが、生産力があって食料安全保障に資する担い手を育成していくべき点は異論がないと思う。ただし、現場の実態を踏まえて、生産性を向上させる上での必要条件を考えていくべき。
- ・ バリューチェーンを構築していくという点も考え方は同じであった。農業者と食品業界との連携や、流通面の課題を解決していく上で、バリューチェーンの構築は重要。
- ・ 価格形成は様々な意見があったが、食料政策を議論する際に深く議論したい。
- ・ 農業と農村政策は一体であって、農村の上に農業が成り立っているという御意見は、非常に重要な指摘。その意味で農村政策の在り方も今後していく必要。
- ・ 農村政策における自治体の役割や、国との関係性も今後議論すべき。
- ・ アジアモンスーン地域のモデルを意識すべきという御意見や水田機能の在り方の御指摘も、今後も有効な考え方だと思う。
- ・ 多くの御意見をいただいた消費者の在り方についても、今後食料政策の中で議論していただく。
- ・ 「公私」の切り分けという重要な指摘をいただいたが、「私」の部分にどこまで踏み込んでいくのかということ。国民の利益につながることであっても単純に「公」と整理できない。価格形成の在り方を議論する中でも検討してもらいたい。

(上岡委員) ※欠席のため書面にて意見提出

- ・ 「食料安全保障」と「持続可能な農業（みどり戦略等）」は、一般的には相反するように捉えられがち。新たな基本法では、全体を通して、環境負荷を軽減した農業生産においても生産性をおろそかにするものではないという点、また、生産性をより高めるための技術の確立や技術向上（スマート農業等の活用等）も同時に推進するものである点も強調し、誤解なきような書きぶりにしてほしい。
- ・ 海外市場も視野に入れた産業への転換は、国内需要が減少する中で農業を産業として維持するために必要なことと思料。一方で、食料自給率が38%と、国民への食料が充足しているわけではないため、中家委員も仰るように「国消国産」等のメッセージをしっかりと発信し、国民がしっかりと国産農産物を購入できるよう働きかけることが重要。
- ・ 国内需要においてどう消費者・実需者のニーズに答えるか、一般消費向け、加工向けをしっかりと見据えた生産体制が必要。その上で、何を輸出するのか、国内向け、海外向けの生産のすみ分けを戦略的に考えていく必要もあるかと思うので、その点を踏まえた基本方針を定めてほしい。
- ・ 食料の安定供給、すなわち、持続可能な農業生産のためには、消費者が適切な価格を理解し購入することが重要。今後、環境に配慮した農業生産を推進していくためにも、環境保全型農業の意義や農業・農村の多面的機能等について消費者の理解なしにはあらゆる意味での持続可能な農業の維持・発展はなし得ないと思料。現行の基本法の第12条「消費者の役割」は、より強調した形で記載されることを期待。

以 上